



www.alpajapan.org

日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

Date 2003.12.26 No. 27 - 28

発行:日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan
幹事会

〒144-0043
東京都大田区羽田5-11-4
フェニックスビル
TEL.03-5705-2770
FAX.03-5705-3274

日航勤務裁判、会社上告する！

2003年12月11日、東京高等裁判所は日航勤務裁判について、一審に引き続き日本航空乗員組合全面勝訴の判決を下しました。

これにともない日乗連では12月17日にJJ7労組、航空連、安全会議と共に総勢65名で本社要請を行い、日航経営に対し上告することなく早急に勤務の改善に向けた労使交渉の席に着くように要請しました。

しかしながら、日本航空経営は上告期限である12月25日に上告を決定し手続きを行ったと日航乗組に連絡してきました。

今回、日航経営がわれわれの要請に応えることなく上告したことについての日航乗組の声明を裏面に紹介します。

日乗連ではこの声明を全面的に支持し、この問題を日本のみならずIFALPA加盟全乗員の問題として捉え、今後の対応について来月の幹事会で検討します。



声明

日本航空乗員組合は勤務裁判第一陣の高裁判決に対して、日本航空経営が行った本日の最高裁への上告について以下の声明を発表します。

**日本航空経営は、勤務裁判第一陣高裁判決に対する最高裁への上告を取り下げ、早急に労使交渉の場で問題の解決を図ること。
乗員組合は、三乗組で連携してあらゆる取り組みを行う。**

2003年12月11日、東京高等裁判所での判決は、私ども日本航空乗員組合の主張をほぼ全面的に認めたものであり、全面勝訴に値するものでした。その内容は、

1. シングル編成において、1回着陸の場合、乗務時間9時間・勤務時間13時間を超える勤務に就く義務のないこと。（2名編成機、3名編成にかかわらず）
2. シングル編成において、2回着陸の場合、乗務時間8時間30分・勤務時間13時間を超える勤務に就く義務のないこと。（2名編成機、3名編成機にかかわらず）
3. 国内線において連続3日を超えて乗務する義務のないこと。
4. 国際線のスタンバイにおいて、あらかじめ指定された便以外の便に乗務する義務のないこと。

といったものでした。乗員組合はこの判決について、ほぼ組合側の主張に沿ったものであり、東京高裁の良識的かつ公正な判断であると、評価しています。

また、判決理由として、本件就業規程の改定について、コスト削減効果は少なく、高度の必要性は認められないとし、規定内容の相当性については、組合が提出した科学研究の結果において、疲労、睡眠等について問題点が指摘されていることは無視すべきではないとの指摘を行っています。

12月12日には、三乗組（乗員組合、機長組合、前任航空機関士組合）により、同月17日には、JAL・JAS7労組、日乗連、航空連、安全会議から総勢65名が本社に集合し、日本航空経営に対して、上告することなく、早急に勤務の改善に向けた労使交渉の席に着くよう要請しました。兼子 CEO および羽根田社長の出席はなかったものの、労務担当者からは「高裁判決を重く受け止めている。」との発言がありました。

しかしながら、日本航空経営は、私たちの要請に応えることなく、本日、最高裁への上告を行いました。このような日本航空の対応は、安全運航を至上命題とする航空会社の経営として、あるまじき姿勢です。

今、日本航空経営が行うべきことは、上告することではなく、直ちに地裁、高裁判決に従い安全上問題のある過酷な勤務を中止することであり、三乗組と労使交渉によって、現在の勤務基準を早急に改善することです。

日本航空乗員組合は、一刻も早く日本航空経営が上告を取り下げ、労使交渉によって勤務の改善を行うように、三乗組で連携して、あらゆる取り組みを行っていくことを改めて、ここに表明します。

2003年12月25日
日本航空乗員組合